

基発1224第1号

平成22年12月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災診療費の適正払いの徹底について

先般、会計検査院により実施された17都道府県労働局（以下「対象局」という。）の会計実地検査の結果、同院から別紙1のとおり、131労災指定医療機関等において、手術料、入院料等の労災診療費約2,512万円が過大に支払われていたとの指摘があり、これに対して別紙2のとおり回答したところである。

労災診療費の適正払いについては、労災補償行政の最重点課題の一つとして、厚生労働省、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者が密接に連携して取り組んでいるところであり、昨年より指摘額は減少しているものの、手術料、入院料等においてなお過大な支払が指摘されたことは、誠に遺憾である。

については、対象局においては、指摘事項について発生原因を十分に精査し、今後は不適正払いが生じることがないように再発防止策を講じ、別途指示するところにより報告することとされたい。また、対象局以外の局にあっても、別紙1及び別紙2の内容を参考として引き続き自局内の的確な審査に資するようにされたい。特に、労災指定医療機関等への必要な照会を確実にを行うことにより、判断要件となる情報を十分に踏まえた審査を徹底することとされたい。

なお、受託事業者あてに別添のとおり協力要請を行っているので、念のため申し添える。